

同三時在事閉會セリ  
追而漁説中友記ノ者ハ不穩ノ言辭ヲ弄レタルヲ以テ  
弁論ノ中止ヲ命レタリ

千葉 光 山野井惠 須原 某

内田富次郎 金 雄 高橋秀次

右及申(通)報候也

(別記)

協定書

今回梁原電機株式會社ノ事議ハ左ノ條項ヲ以テ圓滿解決ス

一、一年一回最低ニ錢以上昇給スルコト

ニ、勤績手當ハ左ノ比率ニテ一ヶ月以内ニ發表スルコト

一ヶ月末満ハ七日分、一年以上ハ十日分、二年以上ハ十七日、以上

一年ヲ増スル毎ニ七日分ヲ増スルコト

三、昭和三年一月ヨリ最低ニ錢以上十錢 地ノ昇給ヲナスコト、

四、請負歩増ノ決定ニハ從業員ヨリ代表ニ名ヲ選出シ協議スルコト

五、解雇者ハ十二名トシ手當トシテ金一千圓ヲ支給シ外ニ金一

封添付ノコト

六、事議中ノ手當トシテ日給七日分ヲ支給スルコト、